

元気応援くらぶ事業公募要項

令和7年4月1日

松戸市

目 次

1	公募の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	公募する事業内容・・・・・・・・・・	1 ページ
	松戸市通所型元気応援くらぶ事業	
3	対象者グループの要件・・・・・・・・	1 ページ
4	応募手続き・・・・・・・・・・	2 ページ
5	審査方法等・・・・・・・・・・	3 ページ
6	禁止事項、欠格事項等・・・・・・・・	4 ページ
7	補助金関係（通所型運営補助）・・	4 ページ
8	補助金関係（オンライン活動補助）・・	6 ページ
9	プレ元気応援くらぶ（お試しオンライン）	10 ページ
10	事業実施に向けての支援・・・・・・・・	11 ページ
11	決定までのスケジュール・・・・・・・・	11 ページ
12	決定後のスケジュール・・・・・・・・	11 ページ
13	出張説明会・・・・・・・・・・	12 ページ
14	応募書類提出及び問合せ先・・・・・・・・	12 ページ
15	スケジュール早見表・・・・・・・・・・	13 ページ

1 公募の趣旨

住民自身が主体的に運営する「通いの場」に高齢の方が気軽に出かけ、人とのふれ合いや元気づくり（介護予防）ができる場や機会がある地域づくりの推進のため「通いの場（以下「元気応援くらぶ」という。）」を実施するグループを公募いたします。

※ この事業は重層的支援体制整備の事業内で実施するものです。

2 公募する事業内容

（1）公募事業

事業名	事業種別	公募数
松戸市通所型元気応援くらぶ事業	高齢者地域活動支援業務	15か所

※ 予定の公募数に達した後も、予算の範囲内において公募を継続する場合があります。

（2）実施時期

【区分(W)週 1 回以上開催するグループ】は、審査結果通知を受けた翌月（応募月の翌々月）初週から、【区分(M)月 1 回以上開催するグループ】は審査結果通知を受けた翌月中に活動を開始するものとします。

なお、活動は審査結果通知を受けてから3年間は継続しなければなりません。

「松戸市通所型元気応援くらぶ事業」

3 対象グループの要件

（1）応募時点において、次に掲げる要件を満たす必要があります。

- ① 市内に概ね5人以上が通える活動場所を確保していること（※1）
- ② 構成員が5人以上のグループであること。ただし、うち3人以上が当該事業の運営に協力する人であること。
- ③ グループの構成員の6割以上が、高齢者（市内に住所を有する65歳以上の人）であり、うち1人以上が当該事業の運営に協力する人であること。
- ④ 住民が主体的に行う営利を目的としない社会貢献活動をする団体であること。
- ⑤ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行う団体又はこれに準ずる団体でないこと。
- ⑥ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行う団体でないこと。
- ⑦ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う団体でないこと。

- ⑧ グループの関係者が松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。暴力団員等が関わる活動を行う団体でないこと。

※1 活動場所の確保が困難である場合、市に空きスペースの提供に係る協力申出があった活動場所を利用できる可能性があります。利用を希望される場合は、市までご相談ください。

（2）当該事業において、次に掲げることを実施するものとします。

- ① 週1回（又は月1回）以上開催し、併せて開催時間は2時間以上で、そのうち10分間は介護予防に関する活動を実施すること。
- ② 特定の参加者に限定せず、広く周知するとともに、参加希望者を快く受け入れること（最低限、隣接する町会・自治会の住民を受け入れる体制を整えること）。
- ③ 参加者（運営者含む）の参加状況が分かる名簿を市へ提供すること（月1回程度）。
※別紙「元気応援くらぶ参加者名簿」による。
- ④ 『松戸市と千葉大学予防医学センター及び日本老年学的評価研究機構との介護予防に資する活動等に関する共同研究（松戸プロジェクト）』に係る調査等に協力すること。
- ⑤ 市ホームページ等への情報掲載の承諾をすること。
- ⑥ 他の元気応援くらぶの運営者と情報共有の連携等に努めること。
- ⑦ 補助金終了後も自立した活動ができるように、活動費用について実費相当程度の範囲内で参加者と合意の上で費用を徴収すること。ただし、会場費や食糧費等が掛からない場合、参加費を徴収しなくてもよいものとする。
- ⑧ 当該事業の実施時期終了後においても、継続して活動すること。

4 応募手続き

（1）事前説明について

本事業について詳しい説明を受けたい方は、高齢者支援課にご連絡のうえ、日程を調整いただき、松戸市役所本館1階高齢者支援課窓口までお越しください。

（2）応募書類の提出方法について

- ① 応募するグループは、高齢者支援課に提出書類（各1部）を提出してください。
※ 提出書類は、次ページ「提出書類一覧」のとおりです。
- ② 提出期間：令和7年4月1日（火）から令和8年1月31日（金）までの午前9時から午後5時までの間
- ③ 提出場所：松戸市根本387番地の5
松戸市役所本館1階 高齢者支援課
- ④ 提出方法：高齢者支援課までご持参ください。
- ⑤ 提出書類の内容等に不備が認められた場合は受理できない場合がありますので、内容等に十分注意のうえ、提出してください。

- ⑥ 提出書類は、返却いたしませんのでご注意ください。

(提出書類一覧) 各1部提出

- ① (第1号様式) 松戸市通所型元気応援くらぶ事業応募申請書
- ② (第2号様式) グループ概要調書
- ③ (第3号様式) 松戸市通所型元気応援くらぶ事業概要書
 - ※ 名称、実施場所、基本的な活動内容等
- ④ (第4号様式) 構成員(参加者兼運営者)名簿
- ⑤ 元気応援くらぶ参加者名簿提供及び松戸プロジェクト協力のための同意書
- ⑥ グループの規約・会則 ※ 既に作成している場合のみご提出ください。
- ⑦ 活動実績のあるグループは、活動内容や頻度等が分かる参考資料を提出してください。
 - ※ 提出書類の開示請求があった場合、個人情報を除き公開します。
 - ※ ①～⑤の様式は、松戸市ホームページからもダウンロードできます。
トップページ > まつど DE いきいき高齢者 > 目的から探す > 外出・集い >
元気づくりの「通いの場」元気応援くらぶを運営するグループを募集しています！
トップページ URL: <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>
募集 URL: http://www.city.matsudo.chiba.jp/matsudodeikiiki/mokuteki/gaishutsu_tsudoi/bosyusitemasu.html
 - ※ ホームページからダウンロードできない場合は、高齢者支援課までお越しください。提出書類等一式をお渡しいたします。なお、書類の郵送はいたしませんので、ご了承ください。

5 審査方法等

(1) 応募者の審査方法

- ① 候補者の選考は、審査のうえ、市長が決定します。
- ② 審査方法は、書類審査により行います。

(2) 審査基準

- ① 公募要項「3 対象グループの要件」に合致するグループであるか。
- ② 「住民主体の通いの場」として高齢者の元気づくりや地域づくりにつながる事業成果が期待できるか。
- ③ グループの自立性の確保等が担保されるか。
- ④ 通いの場として取り組む内容が明確になっているか。
- ⑤ 補助終了後の自立化、将来展望が明確になっているか。
- ⑥ 事業費の見積りが適正か。
- ⑦ 運用資金の確保や実施手段が実現可能な内容であるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果の通知を全ての応募者に、文書にて通知します（応募月の翌月20日を目安とします）。

※ 電話等での問合せには応じられません。

(4) 公表等

決定したグループ名、実施予定場所等を市のホームページで公表します。また、決定したグループ以外については、応募グループを特定できる情報は公表しません。なお、審査内容に対する問合せ、異議等については応じられません。

6 禁止事項、欠格事項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、応募資格がないと認めたグループの場合
- ② 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合

7 補助金関係（通所型運営補助）

補助金については、予算の範囲内において交付します。

令和7年度の補助金額の目安は下記のとおりです。

(1) 通所型元気応援くらぶの開催、運営に要する経費の補助金

① 補助金額

区分	開催頻度別	補助金額	
元気応援くらぶ（W）	週1回以上（常設型含む） ※ 年間40回以上	令和 7年度	100,000円以内
		令和 8年度	50,000円以内
		令和 9年度	50,000円以内
元気応援くらぶ（M）	月1回以上週1回未満 ※ 年間12回以上	令和 7年度	20,000円以内
		令和 8年度	10,000円以内
		令和 9年度	10,000円以内

※ 令和8年度、令和9年度についても、予算の範囲内において交付する予定です。

② 対象経費

元気応援くらぶの開催、運営に要する経費

③ 対象外経費

i 食糧費

対象にならない例（原則）	対象になる例（例外）
--------------	------------

クラブで提供するお菓子、飲み物	クラブの初回体験者を対象に提供するお茶などの飲み物（アルコール類を除く）
-----------------	--------------------------------------

ii 個人に帰属するような用具等

対象にならない例（原則）	対象になる例（例外）
代表者や参加者が個人的に使用するためのグラウンドゴルフクラブ等	体験参加者に対して貸し出すためのグラウンドゴルフクラブ等
代表者や参加者に対する講師謝礼金	外部講師等に対する講師謝礼金
代表者や参加者の居宅の光熱水費等	参加者、協力ボランティアの交通費等実費相当の経費

④ 留意事項

- i 補助対象は、審査結果決定通知日から当該年度において3月末日までに支出したものとします。
- ii 支出額（対象経費分）が補助金額に満たない場合は差額を返還するものとします。
- iii 補助金の交付は、年度末での通常払を原則としますが、概算払についても容認します。なお、概算払で補助金を請求した場合、決算の状況によって返還等が発生する場合があるため、充分ご注意ください。
- iv 補助金で購入した物品等を転売することは禁じます。転売が発覚した際は補助金の返還を求めます。
- v 過去に本事業に応募し決定され、補助金の交付を受けたことがあるグループは補助金の交付を受けられません。
 - ※ 次に掲げる要件のいずれかに当てはまる場合、同一グループとして扱います。
 - ・ 3分の1を超える構成員が同一人物かつ、実施場所が同一地区の場合
 - ・ その他市が認める場合

※ インターネットを使用した活動に関する補助金については、P 6～P 9に記載しております。通所型運営資金に係る補助金のみを希望される団体は、P 11「10 事業実施に向けての支援」からご覧ください。

8 補助金関係（オンライン活動補助）

インターネットを使用して元気応援くらぶの活動を実施する団体に向けた補助金について、下記のとおり交付致します。

（１）グループの要件

次に掲げる要件を満たす団体には、オンラインで元気応援くらぶの活動する際の費用について一部補助金の交付を致します。

- ① 元気応援くらぶとして、登録している団体。
- ② 既に元気応援くらぶの活動を実施しているグループのうち、インターネットを使用して活動を実施するグループであること。
- ③ １カ月に１回以上、併せて各々の開催時間は１時間以上、元気応援くらぶの活動を開催すること。
- ④ 市が求めた際は、オンラインでの活動に参加するための情報（URL、ID、パスワード等）を共有し、市の参加を許可すること。
- ⑤ 元気応援くらぶの参加者がオンラインでの活動に参加できるよう、グループ内で指導・研修等を行うこと。
- ⑥ インターネットの使用上のセキュリティ対策について、参加者同士で共有すること。

（２）補助金の種類

① タブレット端末等備品購入費に係る補助金

i 補助金額

区分	開催頻度別	補助金額
元気応援くらぶ	月１回以上 １時間以上 ※ 年間１２回以上	令和７年度 ９０,０００円以内

ii 対象経費

インターネットを使用した元気応援くらぶの活動、運営に要する物品購入費

対象になる例

- ・ オンライン活動に必要な端末（タブレット端末等）
- ・ スクリーン、プロジェクター、コード類等周辺機器
- ・ その他市長が認めたもの

iii 対象外経費

個人に帰属するような物品は対象外経費です。タブレット端末等はグループの構成員の誰でも使用できるよう、調整してください。

iv 留意事項

- a 補助対象は、審査結果決定通知日から当該年度において3月末日までに支出したものとします。
- b 支出額（対象経費分）が補助金額に満たない場合は差額を返還するものとします。
- c 補助金で購入した物品等の転売は禁じます。転売が発覚した際は補助金の返還を求めます。
- d 過去に本事業に応募し決定され、補助金の交付を受けたことがあるグループは補助金の交付を受けられません。

② 無線 LAN 環境の整備費、通信費に係る補助金

i 補助金交付の要件

無線 LAN 環境整備費等補助金の交付を受ける団体は、8（1）のグループ要件を満たすことに加えて、次に掲げる要件についても満たす必要があります。

- a 町会、自治会館等、公共性のある場所に無線 LAN を設置し、元気応援クラブの参加者が無線 LAN に容易にアクセスできる環境とすること。
- b 無線 LAN の使用は、元気応援クラブの団体が使用することを原則とし、不特定の人が無線 LAN 機器を利用できないよう、使用日時の制限に関する設定をする、パスワードを設定する、活動外は電源を OFF にする等、対策を講ずること。
- c 活動内容について記載し、市に提出すること。

ii 補助金額

- a 補助金額の上限は下記のとおりです。

区分	開催頻度	補助金額		
元気応援クラブ	1 か月に1回以上 ※ 年間12回以上		無線 LAN 環境整備費	20,000円以内
		令和7年度	通信費	年間60,000円以内 (毎月 5,000円以内)
		令和8年度	通信費	年間60,000円以内 (毎月 5,000円以内)
		令和9年度	通信費	年間60,000円以内 (毎月 5,000円以内)

※ 令和8年度、令和9年度についても、予算の範囲内において交付する予定です。

- b 補助金の交付額は、元気応援クラブのオンライン活動にかかった分の費用となります。特に通信費は、契約する料金プランの内容次第で補助金の交付額が異なります。下記に記載した「市の設定した計算式」を用いた場合と、契約プランの通信費を比較し、額が低い方を補助金額として交付します。詳細については、高齢者支援課までお問い合わせください。

(市の設定単価(125 円)) × (活動時間) × (参加人数) × (月の開催回数) = (補助金額)

(例 1) 125 円 × 1 時間 × 5 人 × 3 回 = 1,875 円 → 補助額は 1,875 円

(例 2) 125 円 × 2 時間 × 5 人 × 4 回 = 5,000 円 → 補助額は 5,000 円

(例 3) 125 円 × 2 時間 × 15 人 × 2 回 = 7,500 円 → 補助額は 5,000 円

iii 対象経費

無線 LAN 環境の整備費、通信費

対象になる例
・インターネット回線開設のための工事費(契約料、登録料) ・接続機器のレンタル料金 ・月額通信費

iv 対象外経費

初期費用、及び、月額通信利用料以外の経費

対象にならない例
・解約金 ・違約金 ・通信機器等破損修理費 ・その他個人に帰属する費用

v 契約に関する事項

- a 団体の活動内容や頻度を考慮し、適正なプランでの契約に努めてください。
- b 無線 LAN の契約は団体名義となります。任意団体と契約が可能な事業者や、契約方法等について不明点があれば市へご相談ください。

vi 留意事項

- a 無線 LAN 機器は、町会、自治会館等公共性のある場所に設置することを原則と

しますが、活動場所が定期的に変わる団体を想定し、ポータブル型の無線 LAN 機器を使用することも可能とします。

- b 無線 LAN 機器は元気応援くらの活動以外で使用しないことを原則としますが、例外的に、地域活動等をする際は、市へ交付申請時に活動内容の申請等を行うことで、使用可能とします。
- c 既にインターネット回線を使用し活動している団体は、通信費のみの補助となります。
- d 個人名義での無線 LAN の契約は補助の対象外となります。
- e 本事業の補助を受けた団体は、無線 LAN の設置がある団体として、市ホームページや広報誌等の媒体に、団体名、設置場所、連絡先等の情報を公表します。
- f 補助金の交付は、年度末での通常払を原則としますが、概算払についても容認します。なお、概算払で補助金を請求した場合、決算の状況によって返還等が発生する場合があるため、充分ご注意ください。
- g 補助対象は、審査結果決定通知日から当該年度において 3 月末日までに支出が確定したものとします。
- h 過去に本事業に応募し決定され、補助金の交付を受けたことがあるグループは補助金の交付を受けられません。
※次に掲げる要件のいずれかに当てはまる場合、同一グループとして扱います。
 - ・くらの構成員の 3 分の 1 以上が同一人物かつ、実施場所が同一地区の場合
 - ・その他市が認める場合
- i 無線 LAN の目的外利用、私的使用が判明した場合、補助金の返還を求めます。

9 プレ元気応援くらぶ

(1) 目的

高齢者の社会参加を促進し、介護予防を実現するために、グループでのオンライン活動を含めた交流の機会と場を作るために、下記のとおり支援を実施致します。

(2) 支援内容

インターネット通信が可能なタブレットの貸与

(3) 対象

①新たに元気応援くらぶを設立し介護予防に資する活動に興味がある団体
(※団体の基準は、本要項のP1の3(1)を満たした団体となります)

②元気応援くらぶとして登録を受けている団体

(4) タブレット端末の貸与期間

①の団体 3か月間以内

②の団体 2か月間以内

(5) タブレット端末の貸与数

1団体上限3台まで

(6) 活動要件

介護予防に資する活動を実施すること

(具体例)

- ・健康体操、茶話会、趣味活動等の中でオンラインを活用してみる
- ・団体の中でタブレットや電子端末を使用して勉強会を実施する
- ・厚生労働省発行アプリケーション「オンライン通いの場」を活用してみる
- ・その他団体の活動において必要な場合

(7) 申請方法

別紙申請書に必要事項記載の上、市へ提出すること

(8) 返却手続き

① 別紙報告書に活動内容を記載

② 松戸市役所 福祉長寿部 高齢者支援課まで持込む

(9) タブレット端末を使用する上での留意点

- ① 団体の活動で使用し、私的利用は行わないこと。
(※ 私的利用が判明した際は、タブレット端末の返却を求めます。)
- ② 公民館や自治会館等、公共性の高い場所で使用すること。
- ③ 故障、破損が発生した際は直ちに高齢者支援課まで連絡すること。
(故意、または重過失による破損の場合は、修理代金を請求する可能性がありますので十分ご留意ください。)
- ④ タブレット端末の使用範囲は団体内とし、不特定多数の人への貸出は行わないこと。
- ⑤ タブレット端末の使用後や、市へ返却する際は、使用履歴の削除を徹底すること。
- ⑥ 個人情報保護の観点より以下の項目は行わないこと。

- ・ 個人情報を登録するアプリのダウンロード
- ・ 通販サイトでの商品購入
- ・ 個人情報、クレジットカードの登録
- ・ 不特定多数の方へのタブレット端末の暗証番号の伝達

10 事業実施に向けての支援

- (1) 市ホームページや広報誌掲載による周知
- (2) 補助の実施
- (3) 活動者に対する松戸市市民活動総合補償制度の適用

11 決定までのスケジュール

(1) 公募に係る説明及び質問の受付	随時
(2) 応募書類提出期間	令和7年4月1日(火) から 令和8年1月31日(金) までの 午前9時から午後5時までの間 ※土日祝休日を除く
(3) 審査結果の通知	応募月の翌月20日を目安とする

12 決定後のスケジュール

(1) 補助金交付申請書の提出	審査結果通知月の月末まで
(2) 運営者等の名簿提出	//
(3) 活動開始	審査結果通知を受けた翌月初週から ※【区分(M)月1回以上開催するグループ】は審

	査結果通知を受けた翌月中
(4) 活動の視察・説明の実施	活動の開始から1～2か月以内
(5) 補助金実績報告書の提出	令和8年3月31日

※ 補助金の交付を希望しない団体は、(1)(5)の提出は不要です。

13 出張説明会

元気応援くらの概要や応募方法などについて、市職員が地域のグループや団体に出向いて説明をする「出張説明会」を実施しています。

- (1) 対象者 おおむね5人以上で集まることができる団体・グループ等
- (2) 開催日時 平日9時から17時までの間で1～2時間程度
- (3) 開催場所 市内（会場の手配は申請する団体に行っていただきます）
- (4) 申請方法 希望日の15日前までに所定の申込書に記入のうえ、メール、FAX、郵送又は持参にてご提出ください。

14 応募書類提出先及び問合せ先

松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課（市役所本館1階）

住 所 松戸市根本387番地の5
 電 話 047-366-7346
 FAX 047-366-0991
 E-mail mckaigoyobou@city.matsudo.chiba.jp

15 スケジュール早見表

主体	スケジュールへ応募月	4月応募	5月応募	6月応募	7月応募	8月応募	9月応募	10月応募	11月応募	12月応募	1月応募	2月応募	3月応募
市	審査～審査結果通知 (応募月の翌月20日を目安とする)	5月20日 前後	6月20日 前後	7月20日 前後	8月20日 前後	9月20日 前後	10月20日 前後	11月20日 前後	12月20日 前後	1月20日 前後	2月20日 前後	公募期間外	
団体	補助金交付申請書の提出 (審査結果通知月の月末までに提出するものとする)	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末		
団体	活動の開始 (審査結果通知を受けた翌月初週から活動を開始するものとする)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市	補助金交付決定通知送付	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市	活動の視察・説明の実施	6～7月	7～8月	8～9月	9～10月	10月～11月	11月～12月	12月～1月	1月～2月	2～3月	3月		
団体	補助金実績報告書の提出	当該年度の活動が終了してから3月31日まで											